

令和8年度
工事番号（総防0002）

水害一第1号 川前橋上流左岸排水機場増設工事

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年10月

大仙市 総務部 総合防災課

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	条件		内 容
1 共通仕様書の適用	本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月以降適用）		
2 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し
		ある 発注者指 定方式	
		ある 任意着手 方式	
3 技術者の専任	●	ない 通常の契 約工事	・専任を要しない主任技術者
		ない 余裕期間 設定工事	
		ある 通常の契 約工事	
		ある 余裕期間 設定工事	
4 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し
		ある	

5 電子納品の登録 ※電子納品運用ガイドライン等の運用	●	ない	・ 成果品登録なし(発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する)														
		ある															
6 工事施工調整会議 (三者協議)	●	ない	・ 対象なし														
		ある															
7 施工調査の対象工事	●	ない	・ 対象なし														
		ある															
8 施工手段等の指定 (契約指定事項)	●	ない	・ 指定事項なし														
		ある															
9 検査・品質管理関係																	
(1) 中間検査の対象工事	●	ない	・ 中間検査なし														
		ある															
(2) 段階確認 (追加がある場合)		ない															
	●	ある	・ 土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編3-1-1-4の段階確認に指定された工種に、次の工種を追加するものとする。														
			<table><tr><td>種別</td><td>細別</td><td>確認時期</td><td>確認項目</td></tr><tr><td>機場本体工</td><td>準備工</td><td>測量完了時</td><td>基準高</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				種別	細別	確認時期	確認項目	機場本体工	準備工	測量完了時	基準高			
種別	細別	確認時期	確認項目														
機場本体工	準備工	測量完了時	基準高														
(3) 重点監督対象工事	●	ない	・ 対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。														
		ある															

(4) 規格値 (新たに定める場合)	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）
		ある	
(5) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【道路・河川等】	●	ない	・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。
		ある	
(6) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【橋梁等】	●	ない	・対象なし
		ある	
(7) 品質証明（社内検査） 制度対象工事 ※予定価格2億円以上	●	ない	・対象なし
		ある	
(8) 非破壊試験等による コンクリートの品質管理	●	ない	・対象なし
		ある (強度)	
		ある (配筋・ かぶり)	
10 ICT活用モデル工事の対象		発注者 指定型	
		受注者 希望型	
	●	対象外	・本工事は、ICT活用モデル工事の対象外とする。

11 簡易型 I C T活用モデル工事 の対象		発注者 指定型	
		受注者 希望型	
	●	対象外	・ 本工事は、簡易型 I C T活用モデル工事の対象外とする。
12 遠隔臨場の実施	●	ない	・ 本工事は、遠隔臨場の適用工事ではない。ただし、受注者が遠隔臨場の適用を希望する場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用することができる。 ・ 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
		ある	
13 情報共有システム（A S P） の利用	●	ない	・ 対象なし
		ある	
14 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）	・ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・ 受注者は契約書第 5 条第 2 項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。		
15 その他特記事項 （1 日未満で完了する作業の 積算の適用）	・ 「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節59によるものとする。 ・ 1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。		
16 その他特記事項 （工事完成図書の提出）	・ 工事完成図書は全て監督員の完了確認を受け、訂正等ある場合は書類を修正してから契約工期内に提出しなければならない。		
17 その他特記事項 （完成届について）	・ 完成写真を添付して提出すること。写真は起点・終点側から撮影し工事施工箇所全体が分かるように撮影すること。また、掛金充当実績総括表及び建退共証紙貼付実績書を作成し、添付して提出すること。		
18 その他特記事項 （建設工事下請負の適正化）	・ 建設工事に係る下請負にあたっては、大仙市の「建設工事下請負の適正化に関する要綱（平成31年4月1日施行）及び「下請負に関する運用ガイドライン（平成28年4月1日施行）」を遵守すること。特に「要点検工事」に該当する場合は、事前協議が必要となるので十分留意すること。 ・ 下請負の事前協議及び下請負届は速やかに提出し、下請負工期開始直前の提出にならないこと。		

第2章 材料

項 目 (節)	条 件		内 容																																										
1 工事材料の品質証明指定	●	ない	・ 指定材料なし																																										
		ある																																											
2 再生資材の使用	●	ない	・ 使用なし																																										
		ある																																											
3 購入土の品質	●	ない	・ 品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）																																										
		ある																																											
4 建設発生土の有効利用	●	ない	・ 他工事から搬入なし																																										
		ある																																											
5 レディミクストコンクリートの使用		ない																																											
	●	ある	・ 下記工種のコンクリートは、レディミクストコンクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。 <table><tr><th>工 種</th><th>呼び強度 N/mm2</th><th>スランプ[°] cm</th><th>粗骨材の 最大寸法 mm</th><th>最小セメント 使用量 kg/m3</th><th>最大 水セメント比 %</th><th>セメントの種類</th></tr><tr><td>基礎コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>－</td><td>65</td><td>高炉セメントB種</td></tr><tr><td>本体コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>－</td><td>55</td><td>高炉セメントB種</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※1. 高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合・ 著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合・ 災害復旧等、緊急を要する工事・ その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合	工 種	呼び強度 N/mm2	スランプ [°] cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m3	最大 水セメント比 %	セメントの種類	基礎コンクリート	18	8	40	－	65	高炉セメントB種	本体コンクリート	21	12	25	－	55	高炉セメントB種																					
	工 種	呼び強度 N/mm2	スランプ [°] cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m3	最大 水セメント比 %	セメントの種類																																						
基礎コンクリート	18	8	40	－	65	高炉セメントB種																																							
本体コンクリート	21	12	25	－	55	高炉セメントB種																																							
6 重要なコンクリート構造物品質管理 ※コンクリート構造物特記仕様書 (H23.4.1)	●	ない	・ 該当なし																																										
		ある																																											

7 セメントコンクリート製品の指定材料	●	ない	・指定なし
		ある	
8 瀝青材料の使用	●	ない	・使用なし
		ある	
9 再生アスファルト混合物の使用 (溶融スラグ入り)	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)
		ある	
10 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート 製品または、フライッシュ入りプレ キャストコンクリート製品の使用	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)
		ある	
11 県産材(間伐材)を利用した 工事名標示板	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)
		ある	

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容		
1 積算基準	<p>（1）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。</p> <p>（2）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和8年10月以降適用）秋田県建設部・土木工事標準積算基準書〔道路編〕（令和8年10月以降適用）秋田県建設部・土木工事標準積算基準書〔機械編〕（令和8年10月以降適用）秋田県建設部・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（令和8年10月以降適用）秋田県建設部・建設機械等損料算定表（令和8年10月1日以降適用）秋田県建設部 <p>（3）設計変更 設計変更にあたっては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成29年3月）大仙市建設部都市管理課」を参考に手続きを行うものとします。</p>		
2 施工調査	●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。
		ある	

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

1 工程関係

(1) 工期設定	本工事は下記のとおり工期を設定しています。		
	不稼働日数	$(\text{工期131日} - \text{準備及び後片付け期間50日}) \times (13.8/30) = 38\text{日}$	
	準備期間	30日	
	後片付け期間	20日	
	※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。 ※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-1-30■不稼働日数」参照		
(2) 関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし
		ある	
(3) 施工時期、時間及び施工方法の制限	●	ない	・制限なし
		ある	
(4) 関係機関、自治体等との協議	●	ない	・協議なし
		ある	
(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	●	ない	・条件なし
		ある	

2 用地関係			
(1) 工事用地等の制限	●	ない	・制限なし
		ある	
(2) 官有地(民有地)の使用	●	ない	・使用なし
		ある	
3 公害関係			
(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	●	ない	・制限なし
		ある	
(2) 事業損失防止に係る調査	●	ない	・事前・事後調査なし
		ある	
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】	1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。 2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条) 3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。 4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。		
4 安全対策関係			
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導警備員の計上】	●	ない	・計上なし
		ある	

(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項	☒	ない	・対象なし
	☐	ある	
(3) 発破作業に関する事項	☒	ない	・対象なし
	☐	ある	
5 工事用道路関係			
(1) 一般道路の搬入路指定及び制限	☒	ない	・指定なし
	☐	ある	
(2) 仮設道路の設置	☒	ない	・設置なし
	☐	ある	
6 仮設備関係			
(1) 仮設備の指定	☒	ない	・指定なし（任意仮設）
	☐	ある	
(2) 仮設備の引渡・引継	☒	ない	・引継・引渡なし
	☐	ある	
7 工事支障物件関係			
(1) 占用支障物件の有無	☒	ない	・占用支障物件なし
	☐	ある	
(2) 占用物件との重複施工	☒	ない	・重複施工なし
	☐	ある	

8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等																																						
(1) 建設リサイクル法の対象工事 【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート ②請負額が500万円以上(税込み)の工事		ない	・適用なし																																			
	●	ある	・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。 ①分別解体等の方法 条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</td> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>④本体構</td> <td>本体構造の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付</td> <td>本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>その他の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table> ※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。(流木・伐採木も含む) ※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地 下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> <th>運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻(鉄筋)</td> <td>㈱マルコ産業</td> <td>仙北郡美郷町六郷字 北明天地185-1</td> <td>10.0km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ③受入時間 ・8時30分～17時00分 ④その他 ()	工程	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	④本体構	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	⑤本体付	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離	コンクリート殻(鉄筋)	㈱マルコ産業	仙北郡美郷町六郷字 北明天地185-1	10.0km				
	工程	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																																		
	毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																																		
②土工		土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																																			
③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																																			
④本体構		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																																			
⑤本体付		本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																																			
⑥その他		その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																																			
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離																																			
コンクリート殻(鉄筋)	㈱マルコ産業	仙北郡美郷町六郷字 北明天地185-1	10.0km																																			
	●	ある	・現場外搬出なし																																			
			・工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①搬入資材</td> <td>残土</td> </tr> <tr> <td>②搬入場所、運搬距離</td> <td>大仙市北檜岡字板戸 L=11.2km</td> </tr> <tr> <td>③搬入可能時間</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>④仮置き等</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> ※ストックヤード使用の際は、大仙市建設部都市管理課へ届出が必要です。	①搬入資材	残土	②搬入場所、運搬距離	大仙市北檜岡字板戸 L=11.2km	③搬入可能時間	9:00～17:00	④仮置き等	なし																											
①搬入資材	残土																																					
②搬入場所、運搬距離	大仙市北檜岡字板戸 L=11.2km																																					
③搬入可能時間	9:00～17:00																																					
④仮置き等	なし																																					
9 薬液注入関係																																						
(1) 薬液注入の施工	●	ない	・施工なし																																			
		ある																																				
10 その他																																						
(1) 工事現場発生品の処理 (工事現場再利用品)	●	ない	・発生品又は再利用品なし																																			
		ある																																				
(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	●	ない	・対象外																																			
		ある (当初計上)																																				

(3) その他条件		ない	
	●	ある	・その他の条件は次のとおりです。 ・排水機設備製作（スクリーン）は共通仮設費の対象外としており、現場管理費・一般管理費のみ対象としています。 ・地域住民等に対し、工事内容を周知するとともに、工事中・工事後のトラブルが無いように留意して下さい。各作業時には、周辺家屋及び通過交通への影響を最小限にとどめるよう十分に配慮し施工して下さい。
11 諸経費関係（積算上の条件明示）			
(1) 施工地域区分			・本工事における共通仮設費及び現場管理費は、施工地域区分による補正を行っていません。
(2) 施工時期補正 ・積雪寒冷地区分		ない	・条件なし
	●	ある	・本工事における現場管理費の寒冷地区分、冬期日数は次のとおりです。 積雪寒冷地区分：4級地（補正係数 1.20） 工期日数131日間 冬期日数131日間
12 施工方法			
(1) 一般施工 （見積もり条件）	工種		
	見積り		・銅製スクリーン B3100×H1500 P=100 受枠:2000mm（溶融亜鉛メッキ製）（製作及び輸送費含む） ※上記に記載している製品等は見積りを徴収し、積算しておりますが、使用製品、施工方法等を指定するものではありません。
	仮設工		・仮締切の水替え日数は任意仮設として下記のとおり計上しています。 ポンプ規格0～40m3/h未満 12日 据付・撤去1箇所
	土留・仮締切工		・土のう積で使用する土材料は、残土からの流用するものとして積算しています。